

令和元年6月18日

第24回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和元年6月18日(火) 午後1時30分
2. 会 場 北信支所 大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 佐藤ミツエ
14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕 22番 宍戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 10番 渡邊 俊春
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第8号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 10番、渡邊 俊春委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期、第24回総会を開催いたします。

議長 福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

議長 2番：佐藤 秀雄委員、14番：渡邊 賢一委員を指名いたします。

議長 なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

議長 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

議長 会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議長 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(103件)】

議長 合計103件、令和元年6月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転10件、賃借権設定8件、使用貸借権設定が3件の計21件の許可申請で、市処分案件です。

議長 いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

議長 区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 3番 (発言を求める。)

議長 3番 (発言を許可する。)

議長 1番の譲渡人は、高齢のため耕作できないということで、近くで耕作する認定農業者の譲受人が、借りるという件で、経営規模の拡大が図れるものと思われま。

議長 2番と3番ですけれども、先月、認定農業者となった譲受人が、それぞれの譲渡人から土地を借りて、経営規模の拡大を図る件です。譲受人は現在、37歳でありまして、農業後継者として頑張っております。大波地区で生産された農産物を、首都圏に向けてPR販売しているというような活動も、頑張っております。

議長 以上、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いま

す。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から4ページ、11番までの8件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 区域番号2番、整理番号4番、5番、10番について説明いたします。譲受人の事業所は、保険業を営んでおります。親会社はスーパーで、営業店は38店、なぜここにきて新規営農かという、福島の方に買い付けに来ていたんだけれども、農地を借り受けて業務を拡大してやってみたいということになりまして、4番、5番、10番の譲渡人、そして今まで10番の譲渡人が使用していたところを、譲受人が新規で使うということで、手伝いは10番の譲渡人、という形になって、なし、りんご、を作って開業するということでした。整理番号6番は、譲渡人が高齢のために、譲受人が、経営の拡大ということで、耕作するようになります。整理番号7番、譲渡人と譲受人は兄弟です。土地改良のところで花卉栽培を行いたいということで、花卉の栽培を目的としております。整理番号8番、9番は、譲渡人が使用していない土地なので、使ってもらえないかということで、譲受人が購入して使うということでした。整理番号11番、譲受人は、自宅付近で耕作が利便であるということで、購入するということになりました。区域協議会では何ら問題無いということで、協議いたしました。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号4番、5番、10番の譲渡人が、農地を借りるということですが、株式会社なので、定款上問題ないのかどうかを教えてくださいませんか。

議長 事務局

農地係長 こちらについては、一般法人ですので、土地の購入は、農地所有適格法人の資格がないのでできないんですが、定款に、農業に関する記載があるのと、契約の中で、一定の条件を満たさない場合の解除条件がありますので、この場合、貸借は問題ないと考えております。

議長 1番、よろしいですか。

1番 わかりました。

議長 そのほか、ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおおりです。

よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 譲渡人は高齢のため、自分で耕作できないということでございます。また、譲受人は、住所が南沢又と、農地から離れてお住まいの方ですが、荒井まちづくり協議会という会のメンバーで、その会員の方から譲渡人を紹介され、今回の購入となったということです。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号13番から5ページ、19番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 まず13番につきましては、自宅から遠いんですけれども、譲渡人の土地を購入しまして、野菜を栽培するというような経営規模の拡大であります。

14番につきましては、譲受人が前回、許可を受けた土地とこの土地は地続きということで、購入してくれという要請がありまして、今回の所有権移転となりました。

15番につきましては、後程、5条の申請で出てくるのですけれども、今回、5条で宅地造成をする会社が、転用するにあたり59㎡、農地が残りまして、土地が隣接している譲受人に所有権移転をする案件であります。

16番につきましては、譲渡人が13号線で直売所をやっていましたが、旦那さんが亡くなりまして、高齢になりまして誰も作る人がいないということで、同じ町内で、この譲受人が、賃借権の設定をするという件であります。

17番につきましては、新規就農ということでもありますけれども、譲渡人と譲受人は親子でありまして、お父さんの土地を今回40a借りて、新規就農ということでございます。

19番につきましては、経営移譲年金のための再設定で、今回、使用貸借権の設定であります。

いずれも区域協議会では、慎重に審議しまして問題はないという結論でありますので、ご審議の程お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号20番及び6ページ、21番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号20番につきましては、譲渡人の経営移譲年金の受給のための再設定ということです。

21番につきましては、譲受人の父が亡くなったところですけれども、三十数年前に、譲渡人の方に売った土地を、譲受人が農業をやってみたいということで、お父さんの代に譲渡人に売却しましたが、その後実際には、譲受人が耕作しており、今回、買い戻すという案件でございます。

区域協議会では問題なしと判断させていただきました。ご審議、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号22番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号22番について、ご説明申し上げます。今回、新規営農開始のためということで、譲渡人は現在、施設に入っていて、耕作できないということなので、今回、この土地の隣に譲受人の住宅があるということで、取得して野菜を作りたいということです。区域協議会では問題ないと判断しましたので、よろしく願いしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から22番までの21件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定3件、使用貸借権設定5件及び地上権設定1件の計13件の許可申請で市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番は、譲受人の事業所が譲渡人から土地を借りて、資材置場と露天駐車場に一時転用するもので、期間は1年間で、今年の9月28日から、来年の6月28日までとなって

おります。

2番は、所有権移転の件ですけれども、譲受人は、もともとは大波の譲渡人の隣に住んでおりました。現在はそこを、林業事業所の事務所として使っております。その事務所の駐車場に譲渡人の畑が隣接していることから、農業ができない譲渡人は、譲受人に使ってほしいという話をして、今回の案件となりました。

2件とも、周辺に与える影響もないので、区域協議会では、問題ないと判断いたしましたので、よろしくご審議、お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番から8ページ、6番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 3番の譲受人の事業所は、前に借りていたところは返却期限が迫ってきたということで、そこを購入したいということで、前よりも100坪くらい多いところを買うことになりました。整理番号4番は、譲渡人の娘さんが、分家住宅を造るということです。整理番号5番は、4番と同じ譲渡人の三女の方が、分家住宅を造るということでした。整理番号6番、譲渡人の娘の旦那様が、分家住宅を造るということで、区域協議会では問題はないということでしたので、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号7番については、ため池の除染作業をするための一時転用で、ため池より道路側で周辺の農地に影響がないということで、区域協議会の中で判断されました。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 8番につきましては、議案1号でお話しいたしました土地でありまして、場所は平野小学校と13号線の間でありまして、該当条項が34-11ということで、また、第2種農地であります。譲受人の事業所が建売住宅敷地に転用するために、この土地を買うという案件です。9番につきましては、譲渡人と譲受人は親子でありまして、震災の時、今住んでいる住宅に大変、被害がありまして、震災が起きた場合には崖の上になっており危ないということで、今後、使用貸借権で農家住宅を建てるという案件であります。区域協議会では、問題ないという判断をいたしましたので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号10番から、9ページ12番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とお入りです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 10番ですが、この土地は平成28年に許可を受けていまして、除染事業が延びたためにまた一時転用するものであります。

11番につきましては、親子で、息子さんが家を建てるということでございます。

12番につきましては、一般住宅敷地でございますけれども、周りが、団地ではないんですけれども住宅密集地ということで、農地には影響を与えないということでございます。いずれも区域協議会で問題なしと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とお入りです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号13番について、太陽光発電の敷地なんですけど、場所は、奥羽線の庭坂駅のずっと南の方なんですけど、第2種農地でもあり、周辺農地に影響ないということで、区域協議会では許可相当と判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。

| | |
|------|---|
| | 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。 |
| 農地係長 | 10ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画内容や転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計2件の市処分案件です。 申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。 よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 3番 | 議長3番（発言を求める。） |
| 議長 | 3番（発言を許可する。） |
| 3番 | 整理番号1番について、当初計画者の事業所が、除染作業の委託延長のために、一時転用していた駐車場を4か月間程延長したいための申請であります。区域協議会では、変更やむなしと判断いたしましたので、よろしくご審議お願ひいたします。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 |
| 議長 | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。 |
| 農地係長 | 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。 よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 9番 | 議長9番（発言を求める。） |
| 議長 | 9番（発言を許可する。） |
| 9番 | 整理番号2番の件ですが、事業の操業期間の延長によるもので、周辺に影響はないと、区域協議会では認められましたので、よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 |
| 議長 | それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 |
| 議長 | 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。 |
| 農地係長 | 11ページをご覧ください。議案第4号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 15番 | 議長15番（発言を求める。） |

議長 15番 (発言を許可する。)

15番 整理番号1番です。届出人が、この願出事由にありますように、昭和56年にお父さんが亡くなって、相続を受けたんですが、その後全然、不耕作でありまして、再生見込みなしのことなので、去る4月24日、調査をして参りました。先の区域協議会では問題なしということなので、よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番 (発言を求める。)

議長 20番 (発言を許可する。)

20番 整理番号2番の案件ですが、5月21日に、農業委員、農地最適化推進委員、事務局の3名で現況確認して参りましたが、地目は畑となっておりますが、現在、完全に水路になっているという状況を確認して参りました。よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番 (発言を求める。)

議長 1番 (発言を許可する。)

1番 51年頃に水路だったというお話ですけども、水路及び道路については、かなり前の話ですから、国有地の可能性はなかったのでしょうか。

議長 事務局

農地係長 市の河川課に確認したところ、用悪水路となっておりますので、国有地ではありません。今後、隣地にある市所有の水路がありますが、現況は水が流れていないところこちらの用悪水路の交換をすることになっています。

1番 誰と交換なさるんですか。

農地係長 こちらの願出人の用悪水路と市が交換することになっています。願出人の土地を水路が流れているので、実際の現況に合わせた願出になります。

議長 よろしいですか。

1番 はい、わかりました。

議長 そのほか、ご意見、ご質問、ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に

許可を要しない案件です。

証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 今ご説明あったとおり、農業用物置の敷地ということで、平成5年頃に転用されたということですが、去る5月21日に、農業委員、推進委員、そして事務局、3人で現地確認をして参りました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 13ページをご覧ください。議案第6号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。

福島県農業振興公社への貸付分が19件、47,159㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。議案書14ページ、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番から3番までの3件の内容ともに、この3名の方は、高齢のために農業ができないということで、利用権を設定する者として挙がっております。借り受ける人ももう既に決まっております、NPO法人で、りんごを栽培したいというような流れになっております。議案書の通り、間違いのないものと、区域協議会でも判断に達しましたので、よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から9番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

| | |
|------|--|
| 5番 | 議長5番（発言を求める。） |
| 議長 | 5番（発言を許可する。） |
| 5番 | 整理番号4、5、6は、土地がみな同じところにありまして、ももを栽培しています。そこを、農園さんの方で借りるということになりました。 7番と8番の利用権を設定する者は夫婦です。高齢でできないということで、北沢又の方が作るということになりました。 整理番号9番は、借りる方が野菜を作るということで借り受けすることになりましたので、区域協議会では何ら問題はないということになりましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 |
| 議長 | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 |
| 農地係長 | 区域番号4番、整理番号10番から15ページ、13番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 14番 | 議長14番（発言を求める。） |
| 議長 | 14番（発言を許可する。） |
| 14番 | いずれの耕作者も、農業ができないということで、振興公社の方にお問い合わせ、それぞれ、地区で、一生懸命農業をしている方たちが、これを引き受けると、いう案件で、いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 |
| 議長 | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 |
| 農地係長 | 区域番号5番、整理番号14番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 15番 | 議長15番（発言を求める。） |
| 議長 | 15番（発言を許可する。） |
| 15番 | 整理番号14番は、農業ができないということで、農業振興公社に貸し付けるものでありまして、地元の方が作るようになっております。区域協議会では問題なしということなので、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 |
| 議長 | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 |
| 農地係長 | 区域番号6番、整理番号15番及び16ページ、16番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 |
| 20番 | 議長20番（発言を求める。） |
| 議長 | 20番（発言を許可する。） |
| 20番 | 整理番号15番につきましては、利用権を設定する者が高齢になり、今までは保全管理して |

いたんですが、もうできないということで、中間管理機構を通じて、近くの農家の方に貸し付けるものでございます。

16番につきましては、利用権を設定する者が、仕事中怪我をされて、体が不自由となり農業ができないということで、地区の担い手の方に貸し付けるという案件でございます。いずれも、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号17番から19番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号17、18、19について、ご説明申し上げます。いずれの番号の方も、高齢のため農業ができないということなので、借りる方も、17、18、19について牧場経営の方が借りることになっていますので、区域協議会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願したいと思っております。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 17ページ、議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

18ページ、区域番号3番、整理番号1番については、継続審議となっております件ですが、詳細は「調査書」のとおりであります。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 整理番号1番の1件については、先月からの継続審議ですが、須南区域及び吾妻区域において、それぞれ区域協議会の意見をお願いたします。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 ただ今事務局並びに会長から説明ありましたとおり、先月、継続審議と、させていただいた案件でございます。そのあと、地元の区長さんを始め、6月6日には関係事業所が開催しました環境影響評価の説明会に参加したり、また、事業計画の状況把握のために、色々お話を聞いてきたりしてまいりました。それをふまえて、須南区域協議会では、やはり、払しょくできない問題があると、いうことがありましたので、別紙を用意しましたので、ご覧いただきたいと思っております。

吾妻の開パは開発当時から水害が発生して、大変、地域に影響をもたらした場所であります。そのため、山林化した農地を一気に、樹木伐採をすれば、前回と同じような、保水力が落ちて、水害等が心配されると、いうことで、①「山林化した農地を一気に樹木伐採すれば急激に保水力が落ちるのではないかと心配されるので、十分な対策を講じること」という意見です。

また、農業委員会といたしましては、今回対象に含まれている地域で、わさびを生産している組合がありまして、わさび生産もやはり農家の一員と、いうことで、農業委員としては、その経営している人たちが、影響を大変心配されている、というので、佐原生産組合の営農者の懸念を払うような説明と対策を十分に講じてほしいと、いう意見書をふまえて、再生エネルギー法にもとづいて行われている事業ですので、また、耕作者が誰もいない、見込みも薄いということで、今回の農振農用地除外はやむを得ないと、区域協議会では判断しました。こういう意見を付けて、農業企画課にお話しし、県の判断を仰ぎたいと思います。この意見につきましても、皆さんのご意見、いただければ、大変ありがたいと思います。よろしくお願いたします。

議長
24番

吾妻区域協議会長からご意見は。

今の発言に尽きるんですが、6月11日、夜間だったんですが、吾妻区域協議会全員、推進委員も含めて全員、あと、須南区域協議会、推進委員も含め全員、事務局に資料を整えていただいて、説明を受けて、今回文書でお配りしたような2つの区域の意見として集約いたしましたので、あとは皆さんでご検討いただきたい。最後に、最終的には再エネ協議会というところで、専門家も交えた知見を集めて判断されるものと思いますので、農振除外については、意見を付してやむを得ないという結論に至っておりますので、審議の方、よろしくお願したいと思います。

議長

只今、両委員から、区域協議会での審議結果の報告をいただきましたが、皆さんからの意見がありましたら、ご発言願います。

1番

議長1番（発言を求める。）

議長

1番（発言を許可する。）

1番

ここに書いてある①と、②「今回の除外地を含め、『変更申出者』が事業を行うにあたり、佐原わさび生産組合等営農者の懸念を払うような説明と対策を講じること」、多分この通り心配だろうと思います。これだけでよろしいのかどうかというのが私の、考えです。一つは、対策を講じること、対策を講じました、けどやっぱり災害が起きました、となったときの、心配をしなくてよろしいのかというのが1点。2点目は、最近新聞によく出ております、太陽光発電の話も、風力発電の話も、最近、特に頻繁に出るようになりました。その中で、色々言われていることは、例えばの話ですが、飯館村みたいに、太陽光発電を大々的にやっているんですけども、村役場も出資するというような事例と、全く関係のない第三者がやっている事例とがあります。それで、第三者のやっている事例について、20年経ったとき、本当に問題なく撤去していただけるのかどうか。それを保証するものが、今のところどこからも出ていない。第三者の場合には、しょっちゅう売買されていまいちですね。知らないうちに、どんどん知らない業者に売られてしまう。そういう中で20年後に、どんな風になってしまうのかという心配があるのではないかと。私はこの2点を追加すべきではないかという風に思いました。

議長
農地係長

事務局、お願いします。

2点、質問をいただきましたが、まず1点、水害について、その、予想を超える災害に遭った場合の対応についてということですが、農業委員会としては、事業者側で、そういった水量調査に関する、流れの具合とか、どのぐらい降った時どこに水が集まるとか、そういった調査は実施しております、そこの実際の雨が溜まるような所については災害調整池を設置すると、というような計画が出ております。それで、我々は農業に関する課題についてはお話しはできると思うんですが、その後のその災害に関する、例えば流水の係数とか、斜面に対する、土砂の流れ方の計算、そういったものについては、協議会という上部組織を開催しております、そこで専門の先生方も委員として委嘱されております。やはりそういった方の意見もお聞きしながら、判断していただくのが一番いいのかなと考えております。

2番の太陽光発電の、行政の直営以外の第三者についてですが、今回の事業者については、再生可能エネルギー法という法律を使って、協議会で議論していく、ということで、その中で、設備整備区域というのを認定して、それ以外に、20年後について、再生可能エネルギー法の範囲の中で、撤去費の積み立て計画というのを立ててもらって、20年後にそれを使うと。今回その2点については、協議会の方で議論していただくという形の方がよろしいんではないかと思うんですが。

2番

議長2番（発言を求める。）

議長

2番（発言を許可する。）

2番

地域の皆さん方の中では、環境面に対するご意見等は出ませんでしたか。

24番

議長24番（発言を求める。）

議長

24番（発言を許可する。）

24番

11日の詳細について、全て記憶しているわけではないんですが、環境も含めて、あと、有害鳥獣、等々の懸念も出ました。あと、一番は水、ということになるんでしょうけれども、係長から説明があったとおり、今、再エネ協議会で、そういった部分の詳細についても検討が進められているところで、先月、現地調査も行われていると。設計図等も出ておりますので、日大工学部の土木工学の先生など、専門家の方々がお入りになっているので、私達では判断できない、あと、再エネ法協議会には、私と8番の委員が出ておりますので、委員会でお話が出たところは、再エネ法協議会においてもお話しをしたいとは思っております。

いろんな懸念事項は、いろんな委員の方からも出ておりますが、まだ整理はされていない状況です。11日の説明会においても、様々な意見は出ました。ただ結論として、では私たちがどういう風な判断ができるかということの中々、知見がないものですからできない、ということで、最低限2点を、農業委員会の意見として、市長の意見に入れてもらうということで、意見集約をしたという経過でございます。

議長

よろしいですか。そのほか、みなさんからご質問等、ございませんか。

それでは議案第7号についての農業委員会意見は、只今お配りした意見とすることに、ご意見、ご異議ございませんか。

事務局長

議長（発言を求める。）

議長

事務局長（発言を許可する。）

事務局長

農地係長の補足の説明をさせていただきます。5月の17日、私共、再エネ協議会の現地視察に行くことができなかったわけでありましてけれども、議事録、正式には作成に至っており

ませんが、議事録の情報は確認させていただきました。それで、今回の意見の中で、水の問題と、わさび田の問題の2点、指摘されているわけでありますが、日大の土木の先生が、わさび田に対する対応、並びに、水の問題について、言及をなされております。かつ、協議会の中にはわさび生産組合長さんがいらっしゃって、その場での発言、さらには水の問題については佐原区長さんも出ておられて、これから、7月上旬に再エネ法第6条協議会開催となっておりますのでその中で、もまれていくのかなど、いう風に考えておりますので、農業委員会の意見としては、そういったものをふまえたものではないかなど考えております。

それから、災害等々が起こった場合の対応なんですが、再エネ法が適用になっております。法定協議会の中でこれから、基本計画並びに設備の設置計画について認定作業というものが、これから行われます。その中で、練られていく、話し合いがされていく内容になるのかなど、考えておりますので、補足の説明といたします。

議長 私の方からもちょっと、付け加えて、協議会のメンバーには、どういった方がいるのかということでもちょっと発表したいんですが、(各委員の紹介)、そうそうたるメンバーが協議会のメンバーとなっております。いろんな問題がありますけれども、そういった方に協議をいただきたい、ということで、福島市農業委員会の意見としては、ただ今お配りした意見、ということでございますので、それでご異議ございませんか。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 この該当している地域の中には、国立公園の土地は入っていないんですか。

議長 事務局

農地係長 今回の吾妻開パ全体で約400ha程あるんですが、一部は国立公園の中に入っていますので、開拓した当時はいいんですが、そこを転用して太陽光パネル設置というのは、実際今のところは事業者の方では考えていないということですので、今回の設置計画については、そういう規制がかかっていないエリアでの計画、ということであります。

1番 わかりました。

議長 大変重要な問題でございますけれども、みなさんの方からそのほか、ご意見、ございませんか。

[質問等なし]

議長 それでは議案第7号についての農業委員会意見は、只今お配りした意見とすることに、ご意見、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声]

議長 異議ありませんので、議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、整理番号1番の1件については、①、②の2件について意見を付すことに決定いたします。次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 19ページ、議案第8号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。

依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。

区域番号7番、整理番号1番から3番の3件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお

願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 5月15日に、現地調査をしまして、24番の委員と推進委員、事務局職員2名の4名が見られまして、調査した結果、山林化しているということで、非農地と判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をおはかりいたします。

ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第8号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願ひします。

農地係長 議案書20ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
 区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号3番、整理番号3番の1件、区域番号4番、整理番号4番及び5番の2件、区域番号5番、整理番号6番から21ページ11番までの6件、区域番号6番、整理番号12番の1件、区域番号7番、整理番号13番から22ページ17番までの5件、以上17件について、記載内容の受理を行っております。

議案書23ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の受理を行っております。

議案書24ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から5番までの4件、25ページ区域番号3番、整理番号6番から8番までの3件、区域番号5番、整理番号9番の1件、区域番号6番、整理番号10番の1件、26ページ、区域番号7番、整理番号11番及び12番の2件、以上12件について記載内容の受理を行っております。

議案書27ページ、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号3番、整理番号4番から28ページ、6番までの3件、区域番号4番、整理番号7番の1件、区域番号6番、整理番号8番の1件、以上8件について記載内容の受理を行っております。

議案書29ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号5番、整理番号1番の1件について、記載内容の証明を行っております。

30ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号5番、整理番号1番の1件について、記載内容の回答を行っております。

報告は以上です。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

次長 福島市農業経営改善計画認定会議についての資料をご覧ください。

委員の皆様には、認定農業者の5年後の目標が達成される見込みがあるか否かについて先月もご審議いただきましたが、資料の通り3名の委員の皆様の任期が、先月満了となりました。委員の選出方法につきましては認定農業者数の多い飯坂・北福島・松川地区の3地区より、3年毎の任期で3名の農業委員の皆様に認定会議委員にご就任いただいておりますが、会議の所管課である農業企画課より今回も同地区より引き続き3名の委員の方の就任依頼があり、3地区より新たな任期で3名の委員の皆様のご就任につきましてご了承いただきましたので、皆様に記載の通りご報告いたします。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

[その他、発言なし。]

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第24回総会を終了いたします。

(午後2時50分)

令和元年6月18日

これは、福島市農業委員会第24回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人2番 _____

議事録署名人14番 _____